

別海町議会会議録

第2号（令和7年3月7日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号) |
| 日程第 3 | | 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号) |
| 日程第 4 | 議案第12号 | 令和7年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第13号 | 令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第14号 | 令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第15号 | 令和7年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第16号 | 令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第17号 | 令和7年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第18号 | 令和7年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第19号 | 令和7年度別海町下水道等事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第28号 | 別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第29号 | 別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第30号 | 別海町学校教育施設整備基金条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第31号 | 別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第32号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第33号 | 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第34号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第35号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 2 0	議案第 3 6 号	別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 3 7 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 3 8 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 3 9 号	別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 4 0 号	別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 4 1 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 4 2 号	別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 4 3 号	別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 4 4 号	別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 4 5 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 4 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 3 1	議案第 4 7 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 3 2	報告第 2 号	専決処分の報告について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（4号棟））
日程第 3 3	報告第 3 号	専決処分の報告について（酪農工場及び農漁村加工体験施設機械設備改修工事）

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	特別委員会付託事件審査結果報告 (1) 予算決算審査特別委員会付託事件 (町長提出議案第 2 0 号、議案第 2 1 号、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号、議案第 2 7 号)
日程第 3	各議案の討論・採決 (1) 予算決算審査特別委員会付託事件 (町長提出議案第 2 0 号、議案第 2 1 号、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号、議案第 2 7 号)
日程第 4	議案第 1 2 号 令和 7 年度別海町一般会計予算
日程第 5	議案第 1 3 号 令和 7 年度別海町国民健康保険特別会計予算

日程第 6	議案第 14 号	令和 7 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 7	議案第 15 号	令和 7 年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 8	議案第 16 号	令和 7 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9	議案第 17 号	令和 7 年度町立別海病院事業会計予算
日程第 10	議案第 18 号	令和 7 年度別海町水道事業会計予算
日程第 11	議案第 19 号	令和 7 年度別海町下水道等事業会計予算
日程第 12	議案第 28 号	別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 13	議案第 29 号	別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について
日程第 14	議案第 30 号	別海町学校教育施設整備基金条例の制定について
日程第 15	議案第 31 号	別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 32 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 33 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 34 号	第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 35 号	第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 36 号	別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 37 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 38 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 39 号	別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 40 号	別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 41 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 42 号	別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 43 号	別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 44 号	別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 45 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 46 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第3 1 議案第4 7号 町道の路線認定及び廃止について

日程第3 2 報告第 2号 専決処分の報告について（イーストタウン寿団地公営住宅
改修建築工事（4号棟））

日程第3 3 報告第 3号 専決処分の報告について（酪農工場及び農漁村加工体験施
設機械設備改修工事）

○出席議員（14名）

1 番	市 川 聖 母	2 番	吉 田 和 行
3 番	高 橋 眞結美	4 番	伊 勢 徹
7 番	横 田 保 江	8 番	田 村 秀 男
9 番	小 椋 哲 也	10 番	外 山 浩 司
11 番	今 西 和 雄	12 番	松 原 政 勝
13 番	中 村 忠 士	14 番	佐 藤 初 雄
副議長	15 番 戸 田 憲 悦	議長	16 番 西 原 浩

○欠席議員（2名）

5 番	貞 宗 拓 雄	6 番	宮 越 正 人
-----	---------	-----	---------

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	浦 山 吉 人
教 育 長	相 澤 要	代表監査委員	竹 中 仁
総 務 部 長	伊 藤 輝 幸	福 祉 部 長	干 場 みゆき
保健生活部長	小 川 信 明	産業振興部長	佐々木 栄 典
建設水道部長	外 石 昭 博	教 育 部 長	宮 本 栄 一
会 計 管 理 者	入 倉 伸 顕	病 院 事 務 長	三 戸 俊 人
農業委員会事務局長	川 畑 智 明	監査委員事務局長	竹 中 利 哉
総 務 部 次 長	寺 尾 真太郎	保健生活部次長	千 葉 宏
保健生活部次長	谷 村 将 志	産業振興部次長	小 野 武 史
建設水道部次長	新 堀 光 行	建設水道部次長	田 畑 直 樹
生涯学習センター長他	福 原 義 人	総 務 課 長	寺 尾 真太郎
情報広報課長	山 田 哲 哉	総合政策課長	松 本 博 史
財 政 課 長	角 川 具 哉	税 務 課 長	松 田 勝 広
西春別支所長他	小 村 茂	尾岱沼支所長他	大 坂 恒 夫
福 祉 課 長	石戸谷 友 絵	介護支援課長	高 橋 勇 樹
老人保健施設事務長	渡 辺 久 利	町 民 課 長	谷 村 将 志
生活環境課長	上 田 健 一	農 政 課 長	皆 川 学
商工観光課長	堀 込 美 穂	水産みどり課長	小 野 武 史
管 理 課 長	田 畑 直 樹	上下水道課長	新 堀 光 行
病院事務課長	棧 木 直 人	指 導 参 事	瀬 川 航 平
学務・スポーツ課長他	齋 藤 陽	学校教育課長他	池 田 卓 也
生涯学習課長	木戸口 誠	図 書 館 長 他	堺 啓
福 祉 課 主 幹	澤 田 憲 一	管 理 課 主 幹	入 田 浩 明

上下水道課主幹 西 田 和 弘

福祉課主査 大 森 晴 海

○議会事務局出席職員

事務局 長 干 場 富 夫

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

3 番 高 橋 眞結美

4 番 伊 勢 徹

7 番 横 田 保 江

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから、２日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は１４名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、５番貞宗議員、６番宮越議員であります。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。
３番高橋議員。
○３番（高橋眞結美君） はい。
○議長（西原 浩君） ４番伊勢議員。
○４番（伊勢 徹君） はい。
○議長（西原 浩君） ７番横田議員。
○７番（横田保江君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。
-

◎日程第２ 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第２ 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました議案第２０号から議案第２７号までの各会計補正予算８件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。
-

◎日程第３ 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第３ 各議案の討論・採決を行います。
令和６年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論・採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、令和６年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和6年度各会計補正予算の採決に入ります。
初めに、議案第20号令和6年度別海町一般会計補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号令和6年度別海町介護保険特別会計補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第24号令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号令和6年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号令和6年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第26号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第27号令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第12号から日程第11 議案第19号まで

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第12号令和7年度別海町一般会計予算、日程第5 議案第13号令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第14号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第7 議案第15号令和7年度別海町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第16号令和7年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 議案第17号令和7年度町立別海病院事業会計予算、日程第10 議案第18号令和7年度別海町水道事業会計予算、日程第11 議案第19号令和7年度別海町下水道等事業会計予算の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで、説明者に申し上げます。

この8件の令和7年度予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第12号令和7年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第12号の内容を説明いたします。

別冊の令和7年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第12号、令和7年度別海町一般会計予算。

令和7年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は40億円と定める。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算で初めに歳入です。

1款、町税、1項から5項で2億7,184万円。

2款、地方譲与税、1項から3項で3億8,667万2,000円。

3款、利子割交付金、1項で180万円。

4款、配当割交付金、1項で1,010万円。

5款、株式等譲渡所得割交付金、1項で1,700万円。

6款、法人事業税交付金、1項で3,700万円。

7款、地方消費税交付金、1項で3億9,600万円。

8 款、環境性能割交付金、1 項で4,800 万円。

9 款、国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で4,697 万5,000 円。

10 款、地方特例交付金、1 項で700 万円。

11 款、地方交付税、3 ページにかけまして、1 項で75 億円。

3 ページになります。

12 款、交通安全対策特別交付金、1 項で240 万円。

13 款、分担金及び負担金、1 項と2 項で4 億1,472 万5,000 円。

14 款、使用料及び手数料、1 項から3 項で2 億8,212 万6,000 円。

15 款、国庫支出金、1 項から3 項で19 億5,854 万4,000 円。

16 款、道支出金、1 項から3 項で14 億5,920 万8,000 円。

17 款、財産収入、1 項と2 項で6,926 万円。

18 款、寄附金、1 項で50 億2,300 万円。

19 款、繰入金、1 項で36 億4,786 万4,000 円。

20 款、繰越金、1 項で1,000 万円。

21 款、諸収入、4 ページにかけまして、1 項から5 項で、7 億2,888 万6,000 円。

4 ページになります。

22 款、町債、1 項で16 億6,760 万円。

歳入合計で262 億8,600 万円とするものです。

次に5 ページにお進みください。

歳出です。

1 款、議会費、1 項で8,921 万5,000 円。

2 款、総務費、1 項から6 項で72 億7,128 万2,000 円。

3 款、民生費、1 項と2 項で28 億508 万1,000 円。

4 款、衛生費、1 項から3 項で21 億4,987 万7,000 円。

5 款、労働費、1 項で106 万7,000 円。

6 款、農林水産業費、1 項から4 項で33 億6,905 万6,000 円。

7 款、商工費、1 項で、3 億5,813 万3,000 円。

8 款、土木費、6 ページにかけて、1 項から5 項で27 億4,936 万4,000 円。

6 ページにお進みください。

9 款、消防費、1 項で7 億6,211 万1,000 円。

10 款、教育費、1 項から6 項で17 億1,519 万5,000 円。

11 款、災害復旧費、1 項で16 万2,000 円。

12 款、公債費、1 項で18 億7,766 万5,000 円。

13 款、給与費、1 項で31 億779 万2,000 円。

14 款、予備費、1 項で3,000 万円。

歳出合計で262 億8,600 万円とするものです。

7 ページにお進みください。

第2 表、債務負担行為です。

1 件目は、し尿収集車購入事業の債務負担です。

期間は令和8 年度、限度額は5,546 万3,000 円です。

2 件目は、塵芥収集車購入事業の債務負担です。

期間は同じく令和8年度、限度額は2,701万6,000円です。

次に、第3表、地方債です。

1件ごとの説明は省略をさせていただき、表の1番上、1件目、別海高等学校教育支援事業から、ページを進み、9ページまでお進みください。

9ページ、下から2段目、町民温水プール整備事業までの34事業の限度額の合計は16億6,760万円となります。

なお、全ての起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率とし、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものです。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただき、給与費明細書について説明をいたします。

ページが飛びますけれども257ページまでお進みください。

257ページ、給与費明細書です。

1の特別職ですが、表の下段、前年度当初との比較の欄で御説明いたします。

長等は、給与費の期末手当で24万5,000円の増。

寒冷地手当で4,000円の減。

給与費計では24万1,000円の増。

共済費で8万5,000円の増。

合計で32万6,000円の増となります。

次の段、議員です。

給与費の期末手当で42万7,000円の増。

給与費計も同じく42万7,000円の増。

共済費で101万4,000円の減。

合計で58万7,000円の減となります。

次の段、その他特別職は、職員数が81人の増。

給与費、報酬で638万8,000円の増。

給与費計、そして合計も同じく638万8,000円の増となります。

比較の欄の計では、職員数が81人の増。

給与費の報酬で638万8,000円の増。

期末手当で67万2,000円の増。

寒冷地手当で4,000円の減。

給与費計で705万6,000円の増。

共済費が92万9,000円の減。

全体の合計で612万7,000円の増となります。

次に258ページをお開き願います。

2の一般職です。

(1)総括で、こちらも比較の欄で申し上げます。

1番上の表の1番下の段になります。

職員数は23人の増。

この上段の括弧内につきましては、定年前再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤

務時間が常勤職員より短い職員の人数で5人の増となります。

給与費の報酬で3,100万円の増。

給料で1億6,382万5,000円の増。

職員手当で9,126万5,000円の増。

給与費計では2億8,609万円の増。

共済費は6,322万3,000円の増。

合計で3億4,931万3,000円の増となるものです。

次の表、職員手当の内訳、そして、259ページの、ア、会計年度任用職員以外の職員、260ページの、イ、会計年度任用職員、続きまして261ページ（2）給料及び職員手当の増減の明細及び262ページから265ページまでの（3）給料及び職員手当の状況についての説明は省略をさせていただきます。

266ページをお開きください。

266ページからは、債務負担に関する調書となります。

1件ごとの説明はこちらも省略させていただきますが、1件目の別海町酪農工場機器整備（200ミリリットル牛乳充填機）から始まりまして、275ページまでお進みいただき、275ページ最後の公の施設に係る指定管理者に対する委託料（野付半島ネイチャーセンター）まで、全部で62件で、これらの債務負担行為の限度額の合計で、46億7,873万6,000円。

前年度、令和6年度末までの支出見込額の合計が、8億627万2,000円。

当該年度、令和7年度ですけれども、令和7年度以降の支出予定額の合計は、7億9,662万9,000円。

この欄の上段括弧内の2億7,466万7,000円は、令和7年度分の支出予定額となります。

なお表の右側には、令和7年度以降の支出予定額に係る財源内訳を記載しております。最後となります。

276ページまでお進みください。

こちらは地方債に関する調書です。

こちらでも区分ごとの説明は省略をさせていただき、区分1、公共事業等債から、1番下、区分15、道貸付金までの合計で申し上げます。

表の1番下の段で、令和5年度末現在高は166億9,972万3,000円。

その右側、令和6年度末現在高見込額が160億4,804万5,000円。

次に、令和7年度中起債見込額が16億6,760万円。

令和7年度中元金償還見込額が18億494万8,000円。

令和7年度末現在高見込額が159億1,069万7,000円となります。

以上で議案第12号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第13号、令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） 議案第13号、令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに、歳入です。

1款、国民健康保険税、1項で9億3,469万6,000円。

2款、道支出金、1項で15億4,759万円。

3款、財産収入、1項で16万6,000円。

4款、繰入金、1項で1億2,503万4,000円。

5款、繰越金、1項で1万円。

6款、諸収入、1項と2項で50万4,000円。

歳入合計で26億800万円とするものです。

3ページにお進みください。

続いて歳出です。

1款、総務費、1項から4項で1,873万6,000円。

2款、保険給付費、1項で14億8,480万1,000円。

3款、国民健康保険事業納付金、1項で10億4,774万3,000円。

4款、保健事業費、1項と2項で1,921万8,000円。

5款、基金積立金、1項で2,687万4,000円。

6款、諸支出金、1項で562万8,000円。

7款、予備費、1項で500万円。

歳出合計で26億800万円とするものです。

5ページから18ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

19ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬になります。

本年度、その他特別職で職員数は7名、給与費の報酬は31万9,000円。

表の1番下、比較の欄ですが、職員数のその他特別職で1名の増。

給与費の報酬計及び合計は、それぞれ3万9,000円の増となります。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第14号、令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第15号、令和7年度別海町介護保険特別会計予算の2件について、順次説明を求めます。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） それでは、まず、議案第14号、令和7年度別海町介護

サービス事業特別会計予算の内容について説明いたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,170万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

最初に歳入です。

1款、介護サービス費、1項で1億3,385万7,000円。

2款、使用料及び手数料、1項と2項で4,027万1,000円。

3款、繰入金、1項で3億4,727万7,000円。

4款、繰越金、1項で1万円。

5款、諸収入、1項で28万5,000円。

歳入合計で5億2,170万円とするものです。

次に、3ページ、歳出です。

1款、介護サービス事業費、1項で1億5,242万1,000円。

2款、公債費、1項で5,410万6,000円。

3款、給与費、1項で3億1,217万3,000円。

4款、予備費、1項で300万円。

歳出合計で5億2,170万円とするものです。

4ページへお進みください。

第2表、債務負担行為です。

老人保健施設車両購入に伴う債務負担行為です。

期間は令和8年度、限度額は1,622万1,000円です。

5ページから20ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

21ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の一般職(1)総括です。

下段の比較の欄で説明いたします。

職員数は、定年前再任用短時間職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員で2名の増。

給与費は、報酬で70万円の減。

給料で369万2,000円の増。

職員手当で367万6,000円の増。

給与費計で666万8,000円の増。

次に、共済費は123万9,000円の増。

合計で790万7,000円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳と、22ページから28ページまでの給料及び職員手当の増減額の明細については、説明を省略させていただきます。

次に、29ページをお開きください。

地方債に関する調書です。

介護サービス事業債で、令和5年度末現在高は2億1,374万円。

令和6年度末現在高見込額は1億6,334万5,000円。

令和7年度中増減見込みで、令和7年度中起債見込額はありません。

令和7年度中元金償還見込額は5,140万6,000円を予定し、令和7年度末現在高見込額が1億1,193万9,000円となるものです。

以上で、議案第14号の内容説明を終わります。

引き続き、議案第15号、令和7年度別海町介護保険特別会計予算の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度別海町介護保険特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護保険特別会計予算。

令和7年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,570万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

2ページへお進みください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに歳入です。

1款、保険料、1項で2億6,876万3,000円。

2款、分担金及び負担金、1項で252万円。

3款、国庫支出金、1項と2項で2億6,703万2,000円。

4款、支払基金交付金、1項で3億4,451万7,000円。

5款、道支出金、1項と2項で1億8,905万8,000円。

6款、財産収入、1項で14万9,000円。

7款、繰入金、1項と2項で2億2,350万9,000円。

8款、繰越金、1項で1万円。

9款、諸収入、1項と2項で14万2,000円。

歳入合計で12億9,570万円とするものです。

次に、3ページへお進みください。

続いて歳出です。

1款、総務費、1項から3項で834万3,000円。

2 款、保険給付費、1 項で1 2 億1, 9 4 3 万円。

3 款、地域支援事業費、1 項から3 項で6, 4 3 7 万8, 0 0 0 円。

4 款、基金積立金、1 項で1 4 万9, 0 0 0 円。

5 款、諸支出金、1 項で4 0 万円。

6 款、予備費、1 項で3 0 0 万円。

歳出合計で1 2 億9, 5 7 0 万円とするものです。

4 ページへお進みください。

第2 表、債務負担行為です。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定については、策定前年度にニーズ調査を行い、調査結果をもとに計画策定を行うことに伴う債務負担行為となります。

期間は令和8 年度、限度額は6 7 1 万円です。

5 ページから2 2 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

2 3 ページをお開きください。

給与費明細書になります。

1 の特別職で、こちらは介護認定審査会委員と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員の報酬となります。

本年度、その他の特別職の職員数は1 4 名で、給与費の報酬は9 2 万4, 0 0 0 円。

表の1 番下の比較の欄で、職員数に変更はありませんが、給与費の報酬では、報酬額の精査により4 0 万6, 0 0 0 円の減。

給与費計、合計ともに4 0 万6, 0 0 0 円の減となるものです。

以上で議案第1 5 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第1 6 号、令和7 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） 議案第1 6 号、令和7 年度別海町後期高齢者医療特別会計の内容について説明いたします。

別冊の令和7 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算書の1 ページをお開きください。

令和7 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2 億4, 6 2 0 万円と定める。

第2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

初めに歳入です。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項で1 億7, 6 9 5 万6, 0 0 0 円。

2 款、繰入金、1 項で6, 9 0 2 万3, 0 0 0 円。

3 款、繰越金、1 項で1, 0 0 0 円。

4 款、諸収入、1 項と 2 項で 2 2 万円。

歳入合計で 2 億 4, 6 2 0 万円とするものです。

続いて下段、歳出です。

1 款、総務費、1 項と 2 項で 2 0 1 万円。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で 2 億 4, 0 9 8 万円。

3 款、諸支出金、1 項で 2 1 万円。

4 款、予備費、1 項で 3 0 0 万円。

歳出合計で 2 億 4, 6 2 0 万円とするものです。

3 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 1 6 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 1 7 号、令和 7 年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） 議案第 1 7 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 7 年度町立別海病院事業会計予算書 1 ページをお開きください。

令和 7 年度町立別海病院事業会計予算。

第 1 条、総則。

令和 7 年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

業務の予定量は次のとおりとする。

1 項、病床数 8 4 床、1 号、一般病床 8 3 床、2 号、未熟児室 1 床。

2 項、年間患者数 8 万 9, 2 7 7 人、1 号、入院 1 万 8, 9 8 0 人、2 号、外来 7 万 2 9 7 人。

3 項、1 日平均患者数 3 4 3 人、1 号、入院 5 2 人、2 号、外来 2 9 1 人。

4 項、主要な建設改良事業、医療機械器具整備事業、事業費 6, 5 8 4 万 8, 0 0 0 円。

院内総合情報システム整備事業、事業費 2, 1 3 8 万 1, 0 0 0 円。

別海病院設備更新事業、事業費 1 億 1, 5 6 0 万円。

第 3 条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1 款、病院事業収益、1 項から 3 項で 2 1 億 9, 4 2 9 万 2, 0 0 0 円。

支出、1 款、病院事業費用、1 項から 4 項で 2 3 億 4, 8 0 4 万 8, 0 0 0 円。

2 ページをお開き願います。

第 4 条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1 億 4, 9 9 8 万 4, 0 0 0 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 1 2 3 万 9, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 2, 7 5 7 万 2, 0 0 0 円、当年度損益勘定留保資金 1 億 1 1 7 万 3, 0 0 0 円で補填するものとする。

収入、1 款、資本的収入、1 項と 2 項で 1 億 9, 9 4 4 万 4, 0 0 0 円。

支出、1 款、資本的支出、1 項と 2 項で 3 億 4, 9 4 2 万 8, 0 0 0 円。

第 5 条、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

自己電子カルテシステム更新、期間は令和8年度、限度額3億1,847万円です。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は2億円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費10億4,282万円。

2号、交際費100万円。

続いて3ページです。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、246万6,000円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,485万6,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、581万円。

4号、児童手当に要する経費、748万円。

5号、院内保育所に要する経費、1,659万7,000円。

6号、医師の派遣を受けることに要する経費、5,605万円。

第9条、棚卸資産の購入限度額。

棚卸資産の購入限度額は2億6,140万円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品、名称、エックス線テレビ装置等、数量、一式です。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

5ページからの予算実施計画及び、8ページからの予算実施計画説明書の説明は省略し、15ページをお開き願います。

令和7年度町立別海病院事業会計予定キャッシュフロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は、各区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュフロー、差引き合計で2,690万5,000円です。

2、投資活動によるキャッシュフロー、左側下段です。

差引き合計で1億6,362万7,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュフロー、差引き合計で3,488万2,000円です。

区分合計での資金増減額は、右下の下から3段目で1億184万円のマイナスとなります。

資金期末残高予定額は、右下、最下段で、1,756万5,000円となる予定です。

この金額が、令和8年3月末の現金預金となる予定です。

続きまして、16ページをお開き願います。

給与費明細書です。

1、総括。

前年度との比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職については15名の減。

括弧内は、定年前再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数で、増減はございません。

給与費、給料で2,026万4,000円の減。

報酬で1,465万1,000円の増。

手当で1,297万3,000円の減。

給与費計で1,858万6,000円の減です。

法定福利費2,847万5,000円の減。

合計で4,706万1,000円の減額となり、本年度合計で10億4,282万円の予定です。

以下、22ページまでの手当の内訳、2、給料及び手当の増減額の明細、3、給与及び手当の状況につきましては、説明を省略いたします。

次に、23ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項は、電子カルテシステムの更新で、限度額は3億1,847万円です。

令和7年度以降の支払い義務発生予定額は、令和7年度から令和8年度までの金額で3億1,847万円です。

財源の内訳は、出資金1億5,923万5,000円。

損益勘定留保資金1億5,923万5,000円となっております。

24ページから27ページまでの、町立別海病院事業予定損益計算書、町立別海病院事業予定貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第17号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第18号、令和7年度別海町水道事業会計予算、議案第19号、令和7年度別海町下水道等事業会計予算の2件について順次説明を求めます。

○建設水道部長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（外石昭博君） 議案第18号及び第19号を一括して説明いたします。

初めに議案第18号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第18号、令和7年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

令和7年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を次のとおりとする。

1号、給水件数7,398件。

2号、年間総給水量521万8,967立方メートル。

3号、1日平均給水量1万4,299立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1 款、水道事業収益、1 項と2 項で1 億1, 5 3 6 万8, 0 0 0 円。

支出です。

1 款、水道事業費用、1 項から3 項で1 0 億1 0 7 万4, 0 0 0 円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4 億3, 7 8 6 万3, 0 0 0 円は、減債積立金2 億2, 4 3 1 万3, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4, 1 0 0 万9, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金1 億7, 2 5 4 万1, 0 0 0 円で補填するものとする。

収入です。

1 款、資本的収入、1 項と2 項で3 億3, 9 5 0 万7, 0 0 0 円。

支出です。

1 款、資本的支出。

1 項から3 項で7 億7, 7 3 7 万円。

2 ページをお開きください。

第5条、債務負担行為。

債務負担をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項は財務省用地賃貸料、期間は令和8 年度から9 年度まで、限度額は令和8 年度6, 0 0 0 円、令和9 年度6, 0 0 0 円です。

第6条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は2 億5, 0 0 0 万円。

農業水路等長寿命化事業、限度額は1, 5 9 0 万円。

道営農村集落基盤再編整備事業、限度額は5, 2 2 0 万円。

起債の方法は証書借入、利率は3. 0 %以内。ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還又は低利に借り換えることができるとするものです。

第7条、一時借入金。

一時借入金の限度額は5, 0 0 0 万円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、決算により、消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため、項間の流用ができるものとする。

第九条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費、6, 3 1 7 万1, 0 0 0 円。

2 号、交際費、5 万円。

第10条、棚卸資産購入限度額。

棚卸資産の購入限度額は3,001万1,000円と定める。

3ページからの予算実施計画及び5ページからの予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

12ページをお開きください。

令和7年度別海町水道事業予定キャッシュフロー計算書（間接法）です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュフロー、差引き合計で3億3,688万7,000円のプラスです。

2、投資活動によるキャッシュフロー、差引き合計で4億,829万5,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュフロー、差引き合計で9,378万8,000円のプラスです。

区分合計での資金増減額は、下から3段目で、5,224万円のマイナスとなり、資金期末残高は、最下段で28億8,299万4,000円となる予定です。

次に、13ページ、給与費明細書です。

1、総括で、上の表の下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数、一般職で2名の減。

給与費、給料203万3,000円の減。

手当102万8,000円の減。

給与費計で306万1,000円の減。

法定福利費、112万9,000円の減。

合計419万円の減となり、本年度合計で6,317万1,000円となる予定です。

以下、17ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減額の明細、及び3の給料及び手当の状況、及び21ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表、注記表につきましては説明を省略いたします。

以上で議案第18号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第19号の内容説明をいたします。

別冊の令和7年度別海町下水道等事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第19号、令和7年度別海町下水道等事業会計予算。

第1条、総則。

令和7年度別海町下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を次のとおりとする。

1号、年間総処理水量96万2,682立方メートル。

2号、1日平均処理水量2,637立方メートル。

3号、主な建設改良事業、特定環境保全公共下水道事業、1億3,864万1,000円。

漁業集落排水設備整備事業、1億1,132万3,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1 款、下水道事業収益、1 項と 2 項で 7 億 4, 1 0 0 万 8, 0 0 0 円。

支出です。

1 款、下水道事業費用、1 項から 3 項で 6 億 4, 5 8 0 万 7, 0 0 0 円。

2 ページをお開きください。

第 4 条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 4, 7 4 2 万 4, 0 0 0 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9 2 万 7, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 5, 0 9 5 万 5, 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 6, 8 2 0 万 9, 0 0 0 円及び利益剰余金 2, 7 3 3 万 3, 0 0 0 円で補填するものとする。

収入です。

1 款、資本的収入、1 項から 3 項で 3 億 4, 0 8 5 万 5, 0 0 0 円。

支出です。

1 款、資本的支出、1 項から 4 項で 4 億 8, 8 2 7 万 9, 0 0 0 円。

第 5 条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額は 1 億 3, 6 5 0 万円。

農業集落排水事業、限度額は 1, 1 0 0 万円。

漁業集落排水事業、限度額は 2, 1 8 0 万円。

起債の方法は普通貸借、証書借入。

利率は 3. 0 % 以内。ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合は債権者と協定する。ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還又は低利に借り換えることができるものです。

3 ページにお進みください。

第 6 条、一時借入金。

一時借入金の限度額は 2 億円と定める。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 号、営業費用と営業外費用の相互間。

第 8 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 号、職員給与費、3, 5 6 6 万 1, 0 0 0 円。

第 9 条、他会計からの補助金。

下水道等事業の運営のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は 3 億 8 0 0 万円である。

5 ページからの予算実施計画及び 7 ページからの予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

13ページをお開きください。

令和7年度別海町下水道等事業予定キャッシュフロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュフロー、差引き合計で1億3,608万9,000円のプラス。

2、投資活動によるキャッシュフロー、差引き合計で2億9,727万8,000円のマイナス。

3、財務活動によるキャッシュフロー、差引き合計で6,066万3,000円のプラスです。

区分合計での資金増減額は、下から3段目で、1億52万6,000円のマイナスとなり、資金期末残高は最下段で1,565万9,000円となる予定です。

14ページをお開きください。

給与費明細書です。

1、総括で、上の表の下段、比較の合計欄で申し上げます。

職員数の増減はございません。

給与費、給料362万円の増。

手当371万1,000円の増。

給与費計で733万1,000円の増。

法定福利費、143万4,000円の増。

合計876万5,000円の増となり、本年度合計で3,566万1,000円となる予定です。

以下、17ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減額の明細、及び3の給料及び手当の状況、及び22ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表、注記表につきましては説明を省略いたします。

以上で議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第12号から議案第19号までの令和7年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和7年度別海町各会計予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第19号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第28号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第28号別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） 議案第28号別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

議案書は17ページから27ページとなりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の1ページをお開き願います。

本条例の概要を申し上げます。

初めに、本条例の趣旨及び経緯についてです。

本町では、令和6年7月1日から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる、新たな通園制度であることも誰でも通園制度の創設を見据えた試行的事業を実施しているところです。

令和6年6月12日に公布されたこども・子育て支援法などの一部を改正する法律により、児童福祉法が改正され、令和7年4月1日から乳児等通園支援事業として実施されることとなりました。

乳児等通園支援事業は、保育所や認定こども園などの内閣府令で定める施設において、0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に入所していない乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業であり、国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の許可を得て、当該事業を行うことができるものとされ、市町村は、当該事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされていることから、別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、新たに制定するものです。

次に、条例で定める基準については、国の府令で規定する従うべき基準及び参酌すべき基準に従って定めています。

3、条例の概要は、乳児等通園支援事業者の責務及び一般原則、非常災害対策、事業所の設備及び職員の基準などを規定するものです。

それでは、議案本文の内容について、囲み枠内の解説に基づいて御説明いたします。

資料の3ページをお開き願います。

総則です。

第1条、趣旨。

本条は、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとします。

第2条、定義。

本条は、用語の定義について定めています。

第3条、最低基準の目的等は、4ページにわたりますが、本条は、乳児等通園支援事業を行う事業所、乳児等通園事業所、この本条の説明においては、数か所出てくるものですから、一部事業所として説明をさせていただきます。

この事業所が事業を実施するに当たって、求められる衛生環境や職員等の最低基準及び町は、最低基準を常に向上させるよう努める旨を定めています。

第4条、最低基準と乳児等通園支援事業者。

本条は、乳児等通園事業を行うもの、乳児等通園支援事業者、以下、この条例の説明において、一部事業者と省略させていただきます。

この事業者は、常に設備及び運営の向上に努めるとともに、町長は、利用児童保護者などの意見を聞き、事業者に対し、その設備及び運営を向上させるよう勧告できる旨を定めています。

第2章、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準。

第1節、通則です。

第5条、乳児等通園支援事業者の一般原則は、5ページまでにわたりますが、本条は、事業者の一般原則について定めています。

第6条、乳児等通園支援事業者と非常災害。

本条は、事業者における非常災害時の訓練について定めています。

第7条、安全計画の策定。

6ページにお進みください。

本条は、事業者における安全計画の策定について定めています。

第8条、自動車を運行する場合の所在の確認。

本条は、事業者が自動車を運行する際の利用乳幼児の所在確認や安全装置の設置について定めています。

第9条、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件。

本条は、事業者の職員の一般条件を定めています。

第10条、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等は、7ページにわたりますが、本条は、事業者の職員は常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持に努めること、及び職員に対する資質向上のための研修の機会を確保しなければならないことを定めています。

第11条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準。

本条は、事業所が他の社会福祉施設等を併せて設置する際に、乳児等通園支援事業に支障がない場合に限り、社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができることを定めています。

第12条、利用乳幼児を平等に取り扱う原則。

本条は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分等で差別的取扱いをしてはならないこと

を定めています。

第13条、虐待等の禁止。

本条は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを定めています。

8ページにお進みください。

第14条、衛生管理等。

本条は、事業者における衛生管理の徹底、感染症及び食中毒の予防、必要な医薬品等の備えと管理について定めています。

第15条、食事の提供を行う場合に備える設備。

本条は、事業者において、食事の提供を行う際に、調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならないことを定めています。

第16条、乳児等通園支援事業所内部の規程。

こちらは9ページにわたりますが、事業者において、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する内部規程の整備について定めています。

第17条、乳児等通園支援事業所に備える帳簿。

事業所において、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備することを定めています。

第18条、秘密保持等。

本条は、事業者の職員が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならないことを定めています。

第19条、苦情への対応は、10ページにわたりますが、本条は、事業者は、当該通園支援に関する利用乳幼児、またはその保護者からの苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講ずること、また、事業者は、当該通園支援に関し、町からの指導または助言を受けた場合は、それに従って、必要な改善を行わなければならないことを定めています。

第2節、乳児等通園支援事業の区分です。

第20条、本条は、乳児等通園支援事業の区分を定めており、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分し、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所等において、利用児童数が、利用定員に満たない場合に、利用定員の範囲内で行う乳児等通園事業であり、一般型乳児等支援事業は、それ以外の事業とすることを規定しています。

11ページにお進みください。

ここからは、第3節、一般型乳児等通園事業の規定となります。

第21条、設備の基準。

資料は13ページまでとなります。

本条は、一般型乳児等通園支援事業所の設備について、乳幼児1人当たりの保育室などの必要面積等を定めています。

第22条、職員の基準。

14ページ上段になりますが、一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児通園支援に従事する職員として、町長が行う研修を修了した者を置かななければならないこと、また、利用乳幼児に対する乳児等通園支援従事者の数を定めています。

第23条、乳児等通園支援の内容。

本条は、乳児等通園支援において提供する事業内容について定めています。

第24条、保護者との連絡。

こちらは15ページ上段までになりますが、本条は、一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないことを定めています。

15ページ中段から16ページ中段になりますが、ここからは、第4節、余裕活用型乳児等通園支援事業の規定となります。

第25条、設備及び職員の基準。

本条は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準を定めています。

第26条、準用では、第23条、第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用することを定めています。

16ページにお進みください。

第3章、雑則です。

第27条、電磁的記録。

本条は、記録、作成、その他のこれらに類するもののうち、書類等で行うこととされているものについて、当該書面などに代えて電磁的記録により行うことができることとすることを定めています。

附則となりますが、この条例の施行日が令和7年4月1日からとなることを規定しています。

以上で議案第28号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

ただいま議題となりました、議案第28号別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第29号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第29号別海町訪問入浴介護事業所条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） 議案第29号別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について説明させていただきます。

議案書は28ページから32ページになりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の17ページをお開き願います。

本条例の概要を申し上げます。

まず初めに、条例の趣旨及び経緯についてです。

訪問入浴介護事業については、現在、町内の介護サービス事業者において運営しているところですが、近年の人材不足等が要因となり、事業の継続が困難であるとの申出を受けました。

当該事業については、要介護状態にある者が、身体の清潔保持及び心身機能の維持等を図り、在宅生活を続ける上で必要不可欠な事業であると判断したことから、老人保健施設すこやか内に新たに事業所を設置し、職員体制を整え、事業を継続するため、本条例を新たに制定し、実施しようとするものです。

次に、条例の概要です。

事業所の名称及び位置、事業の内容、事業の利用対象者に関すること、利用申込契約及び利用者負担に関することを規定するものです。

それでは議案本文の内容について、囲み枠内の解説に基づいて御説明いたします。

資料の18ページをお開き願います。

まず、第1条、目的は、別海町訪問入浴介護事業所条例の目的について定めています。

第2条、名称及び位置は、事業所の名称及び位置を定めています。

第3条、事業の内容は、提供するサービス内容を定めています。

第4条、利用対象者は、19ページにわたりますが、サービスを利用できる対象者を定めています。

第5条、職員は、職員の配置について定めています。

第6条、利用申込は、サービスの利用に当たり、申込みが必要であることを定めています。

第7条、契約は、サービスの提供及び利用に当たり、契約を取り交わすことを定めています。

第8条、利用者負担は、サービスの利用者負担について、介護保険被保険者で、要介護認定を受けた者は、別海町介護サービス使用料及び手数料条例で規定する額、また、別海町障害者地域生活支援事業条例に定めている訪問入浴サービスの支給決定を受けた者は、同条例で規定する額となることを定めています。

20ページにお進みください。

第9条、委任は、規則への委任を規定しています。

附則となりますが、第1条、施行期日は、この条例の施行日が令和7年4月1日からとなることを規定しています。

第2条、別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部改正は、この条例の制定に伴い、関連する別海町介護サービス使用料及び手数料条例の事業及び名称に、訪問入浴介護事業、別海町訪問入浴介護事業所を追加することに伴う引用条項や文言の整理を行うものです。

資料の22ページから29ページまでは、別海町介護サービス使用料及び手数料条例新旧対照表となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第29号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

ただいま議題となりました、議案第29号別海町訪問入浴介護事業所条例の制定の件は、福祉医療常任委員会に付託いたします。

◎日程第14 議案第30号

○議長(西原 浩君) 日程第14 議案第30号別海町学校教育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○教育部長(宮本栄一君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 教育部長。

○教育部長(宮本栄一君) 議案第30号別海町学校教育施設整備基金条例の制定について御説明いたします。

議案書は31ページから32ページとなります。

議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたします。

別冊の議案資料の30ページをお開きください。

別海町学校教育施設整備基金条例に関わる概要となります。

初めに、条例の趣旨及び経緯についてです。

旧別海中学校をふるさと納税返礼品の加工場として活用する方針で進められているところですが、文部科学省の補助を受けて建設している本施設を補助目的以外の用途に供する際、補助の効果は減失するため、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認を受けた上で、残存価格を国庫納付しなければならないと補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律で定められています。

ただし、国庫納付金相当額以上を、別海町が設置する学校の施設整備のための基金に積み立てる場合、国庫納付金を免除する取扱いとなっていることから、国庫納付金相当額を、老朽化が著しい本町の学校施設整備に充てる財源として有効活用するため、本条例を新たに制定するものです。

次に、2の条例の概要についてです。

(1) 第1条から第5条で、基金の設置及び管理に関することについて規定しています。

(2) 第6条で、基金の繰替運用に関することについて規定しています。

(3) 第7条で、基金の処分に関することについて規定しています。

3の施行日につきましては、令和7年4月1日から施行するとしております。

それでは、条例の各条文の内容について説明いたします。

議案資料の31ページをお開きください。

条例の本文の読み上げは省略し、四角囲み内の解説のみとさせていただきます。

別海町学校教育施設整備基金条例です。

第1条、設置。

本条は、本町が学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるために設置する旨を定めています。

第2条、積立。

本条は、基金に積み立てる額について、一般会計歳入歳出予算に計上されるものである

旨を定めています。

第3条、管理。

本条は、基金に属する現金の管理方法について、金融機関への預金をはじめとした管理方法のうち、最も確実かつ有効な方法により管理する必要があることを定めています。

第4条、運用。

本条は、必要があると町長が認める場合には、基金に属する現金を最も確実かつ有効な有価証券に変えることができる旨を定めています。

32ページをお開きください。

第5条、運用益金の処理です。

本条は、基金の運用により生じた収益について、一般会計歳入歳出予算に計上した上で、基金に編入し、処理する旨を定めています。

第6条、繰替運用。

本条は、財政上、必要があると町長が認める場合には、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めた上で、基金に属する現金と、歳計現金との繰替運用ができる旨を定めています。

第7条、処分。

本条は、本町が整備した学校教育施設整備、大規模改修等の事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる旨を定めています。

第8条、委任。

本条は、基金管理に際し、必要な手続等は規則等に定めるものとするものです。

附則としてこの条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で議案第30号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

ただいま議題となりました、議案第30号別海町学校教育施設整備基金条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第15 議案第31号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第31号別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） それでは議案第31号別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

初めに改正目的について申し上げます。

本町はふるさと納税をはじめとする財源を活用し、町の成長戦略を推進することで、地域の魅力を高め、多くの人を呼び込み、町民の幸福度を向上させることを目指しておりま

す。

そのためには昨年１２月に議決をいただきました中間見直し後の第７次総合計画に基づき、また、次の第８次総合計画の見直しを見据え、本町の魅力をさらに発信するとともに、時代の変化に対応した新たな施策の立案を進めるなど、あらゆる部署が連携し、町の未来を創る体制の強化が必要となります。

一方でふるさと納税による財源に依存する現状の財政構造には課題もあります。

円安に伴う物価高騰などにより、経常的な財政負担は増大しており、今後も持続可能な自治体運営を維持するためには、長期的な視点での財政健全化と行財政改革の推進に真剣に向き合う危機感を持たなければなりません。

こうした状況を踏まえまして、今年度策定いたしました行財政改革実施計画、人材育成確保基本方針に加え、既存の中長期財政運営基準や、公共施設等総合管理計画、これらの不断の見直しと実行を推進する体制の強化が必要となります。

そこで、これらを含め、従来、総務部として担っておりました幅広い業務を再編し、バランスのとれた政策推進力を高めるため、総合政策部と経営管理部を新設したいとします。

それでは議案内容の説明に入ります。

議案書では、３３ページから３５ページにおいて改正文でお示ししておりますが、議案書による改正文の朗読は省略いたしまして議案資料により説明させていただきます。

議案資料の３３ページをお開きください。

議案資料３３ページは、組織変更に係る新旧対照図で、右側が改正前、左側が改正後となります。

右側、改正前の①ですが、総務課の人事厚生部門と財政課を統合いたしまして、改正後において、経営管理部とするものです。

また、課の編成につきましては、規則において別に定めるものでございますが、この経営管理部には人事財産課と、財政課の２課体制とし、持続可能な自治体運営のための資源である人材、公共施設、財政の管理を統括したいとします。

続いて、改正前の②です。

防災基地対策課を、改正後において、総務課を解消いたしました総務防災・基地対策課に編入するものです。

次に改正前の③、総合政策課の全てを改正後において、総合政策部とするものです。

総合政策部は、総合政策課と地域創生課の２課体制とし、各部署と対等に連携しながら、総合計画等に基づく、成長戦略の実現に向け、政策立案と推進、町の発信力を強化したいとします。

新旧対照図についての説明は以上といたしまして、次に改正規定について説明いたします。

議案資料の３４ページにお進みください。

別海町部設置条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側改正後となります。

改正前第１条、部の設置について、第１号の総務部の次に、改正後において、第２号、総合政策部、第３号、経営管理部を加え、以降、２号ずつ繰り下げるものです。

続いて、第２条、分掌事務ですが、改正前の総務部、第１号から第７号を、改正後の総務部第１号、議会及び行政一般に関する事項、第２号、町税に関する事項、第３号、町行

政の総合調整に関する事項、第４号、広報、条例その他他部の主管に属さない事項に改めるものです。

また総合政策部を加え、その分掌事務を、第１号、町の重要施策の総合企画に関する事項、３５ページにお進みいただきまして、第２号、町の総合計画に関する事項、第３号、地域の振興に関する事項、第４号、統計に関する事項と定めるものです。

次に経営管理部を加えまして、分掌事務を、第１号、職員の進退及び身分に関する事項、第２号、町の歳入歳出予算その他財務及び財産に関する事項、第３号、行財政改革及び経営戦略に関する事項と定めるものです。

最後に附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するとするものです。

以上で議案第３１号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○４番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） ４番伊勢議員。

○４番（伊勢 徹君） 今この増設というか、総合政策課を総合政策部に格上げすること、これに要する人員はどのぐらいの増員数を予定しているかを教えてください。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

なお、質疑のときは立ち上がってお願いします。

午前１１時５３分 休憩

午前１１時５４分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、答弁調整終わりましたので会議を再開いたします。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 伊勢議員の質問にお答えいたします。

ただいまですね、調整中でございますけれども、部長は１人、そして課は二つということで、部長がですね兼務する場合もございまして、総体的にですね、現在の総合政策課よりは若干ですね、大きくなる予定でございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 伊勢議員よろしいですか。

○４番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質問ございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので質疑を終わります。

ここで１時まで休憩いたします。

午前１１時５５分 休憩

午後 ０時５９分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１６ 議案第３２号

○議長（西原 浩君） 日程第１６ 議案第３２号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） それでは、議案第３２号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

本条例改正は、育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が公布されまして、令和７年４月１日から施行される部分について、これらの規定を引用する条例か所の改正を行おうとするものです。

議案書では３６ページにおいて改正分でお示ししておりますが、議案書の朗読は省略させていただきますまして、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の３６ページをお開きください。

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、第１９条第２項、改正前における労働基準法の法律番号等の削除改正につきましては、今回の改正事務を機に各条文を精査しましたところ、この以前の条文において、法律番号等の引用か所があったため、不要とするものです。

それで、次の第１９条第３項ですが、こちらは法律の一部改正により、改正前、下線部分第６１条第３２項において読替えて準用する同条第２９項を、改正後において、第６１条の２第２０項とするもので、内容に変更はございません。

最後に下段、附則といたしましてこの条例は令和７年４月１日から施行するとするものです。

以上で議案第３２号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１７ 議案第３３号

○議長（西原 浩君） 日程第１７、議案第３３号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議案第３３号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

本条例改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布に伴うものですが、この

法律改正は、少子高齢化が進展し、人口減少が加速する中、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置を講ずることが趣旨となっております。

この法律改正を踏まえまして、本町職員に係る本条例の具体的な改正か所の説明に移ります。

議案書では37ページから39ページにおいて改正文でお示ししておりますが、議案書の朗読は省略させていただきます、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の37ページをお開きください。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

本改正条例は、本則改正のほか、過去の改正条例の改正もありますため、二条立てとして構成しております。

まず表の上、第1条関係は、本則の改正となります。

改正後の第7条の3第1項として、下線部ですが、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならない旨の条文を新設するとともに、改正前の第1項以降を1項ずつ繰り下げるものです。

続いて、改正前第1項の下線部分、3歳に満たない子を、改正後において、小学校就学の始期に達するまでの子に改め、請求に基づき、職員に時間外勤務をさせてはならない子供の年齢範囲を拡充するものです。

次に39ページにわたりますが、改正前第3項と、改正後第4項は、育児を行う職員の勤務制限の規定を、介護を行う職員の勤務制限に読み替える規定としては、同じ内容となっておりますが、今回の改正における第1項の新設に伴うもののほか、文言等の精査のために、改正前第3項全部を削り、改正後第4項として、改めるものです。

39ページにお進みください。

39ページ、改正後の上から6行目、第5項は、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は規則で定めるとする規定を追加するものです。

次に改正後第15条の下線部は、この後説明いたします第15条の3の新設に伴い、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者を、配偶者等とする置き換え規定を追加するものです。

次に改正後第15条の3及び40ページの第15条の4は、今回の法律改正に伴い、介護離職を防ぐための、仕事と介護の両立支援制度の強化に関する規定について新設するものです。

39ページ、第15条の3第1項は、職員が配偶者等の介護が必要となったことを申出たときは、職員に対し、介護両立支援制度等について周知し、意向を確認する旨、また、40ページにお進みいただきまして、第2項では、職員が40歳の年度において、介護両立支援制度等の内容を知らせなければならない旨を規定するものです。

次の第15条の4では、介護両立支援制度等の請求手続が円滑に行われるように、第1号として、研修の実施、第2号として、相談体制の整備、第3号として、その他勤務環境の整備に関する措置を講ずるとする規定を設けるものです。

41ページにお進みください。

41 ページ、表の上、第2条関係は、令和5年3月に定例会で議決いただいた職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の附則の改正となります。

附則第2条下線部になりますが、こちらは地方公務員法の改正によりまして、同法附則第9条第2項が削られ、同条第3項が同条第2項に繰り上がることに伴う、形式的な改正となります。

42 ページにお進みください。

最後に附則です。

第1条として、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行するとするものです。

第2条として、この条例の施行日以後の日を、時間外勤務制限開始日とする請求を行うとする職員は、施行日前においても規則の定めるところによって、当該請求を行うことができるという旨の内容とするものです。

以上で議案第33号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第34号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第34号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 議案第34号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正は、地域おこし協力隊の活動に要する経費のうち、給料等に係る部分について、特別交付税措置が拡充されることに伴い、月額給料を上げたいとするものです。

それでは改正内容の説明に入ります。

議案書では40ページにおいて改正文でお示ししておりますが、議案書による改正文の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の43ページをお開きください。

第2号会計年度任用職員の給与に関する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

第20条、地域おこし協力隊の給与の特例で、改正前の30万円を、改正後において、32万5,000円とするものです。

最後に附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第35号

○議長(西原 浩君) 日程第19 議案第35号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(寺尾真太郎君) 議案第35号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正は、町立別海病院における宿直勤務において、より円滑な勤務体制構築のため、第1号会計年度任用職員を配置できるよう、必要な規定を追加することに加えまして、外国語指導助手の報酬について、本町は、一般社団法人自治体国際化協会の招致外国青年任用規則に基づいて支給額を定めているところですが、令和7年度から本規則が改正されるに伴い、外国語指導助手の報酬限度額を改正したいとするものです。

それでは改正内容の説明に入ります。

議案書では41ページから42ページにおいて改正文で告示しておりますが、議案書による改正文の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の44ページをお開きください。

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

第2条第2項、報酬の種類に、下線部分、宿日直報酬を追加するものです。

続いて、改正後第3条の2、宿日直報酬の条を加えます。

内容は、第1項において宿日直勤務を命じられた者には、宿日直報酬を支給すること。

第2項は、宿日直報酬の額は、別海町職員の給与に関する条例の規定による宿日直手当の例によることとするものです。

次に、第5条第2項ですが、前段、改正後の第3条の2を新設し、そこで、別海町職員の給与に関する条例の引用が初出となりましたので、そこで、条例番号と略称を示しましたので、本項の改正前の条例名及び条例番号の記述を、改正後において、略称である給与条例に改めるものです。

次に第8条は、45ページにわたりますけれども、報酬の支給方法等の種類に、改正後下線部分、宿日直報酬を追加するものです。

45ページにお進みください。

第14条ですが、外国語指導助手の報酬を、改正前月額33万円以内から、改正後において月額36万円以内とするものです。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和7年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第35号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第36号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第36号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○情報広報課長（山田哲哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 情報広報課長。

○情報広報課長（山田哲哉君） 議案第36号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書は43ページ、議案資料は46ページです。

初めに、本条例の改正の要旨について説明いたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、一部改正されます。

これに伴い、本町で定める別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の引用か所に項ずれが生じることから、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料により説明いたしますので、議案資料46ページをお開きください。

新旧対照表です。

右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、下線部分が改正か所となります。

第2条では、本条例の用語の定義を定めていますが、改正前第2号1行目、法第2条第8項を、改正後では、法第2条第9項に改め、同じく、改正前第3号1行目、法第2条第12項を、改正後では、法第2条第13項に改め、同じく改正前第4号1行目、法第2条第14項を、改正後では法第2条第15項に改めます。

最後に下段の附則です。

この条例は令和7年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第36号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２１ 議案第３７号及び日程第２２ 議案第３８号

○議長（西原 浩君） 日程第２１ 議案第３７号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第２２ 議案第３８号別海町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての２件については、別海町議会会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議案第３７号及び議案第３８号の２件につきましては、関連がございますので、一括して内容を説明させていただきます。

２件につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、国の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準、及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、国の改正に準じ、関係条例の一部を改正しようとするものです。

まず初めに、議案第３７号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

議案書は４４ページから４６ページ、議案資料は４７ページから５１ページとなります。

国の主な改正内容は、保育内容に関する支援について、連携施設確保の特例が設けられたこと、及び代替保育の提供に係る連携施設の確保の特例要件が緩和されたことです。

また、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限が５年間延長されたこと、さらに、栄養士法の改正により、これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けたものでなければ、受験することができなかったところ、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者につきましては、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士になることが可能になることに伴う改正となります。

改正本文の朗読は省略し、議案資料により御説明いたします。

議案資料の４７ページをお開き願います。

本改正案の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

４７ページ下段から４８ページ上段になりますが、第６条第１項第１号中、「支援を行うこと」の「支援」を略称規定に改めようとするものです。

同項第３号中の第４項第１号の改正は、項の追加に伴う項ずれを整理しようとするものです。

４８ページ下段から４９ページ上段になりますが、第６条第２項及び第３項の改正は、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で定められた要件を満たすと認められるときは、連携施設での保育内容支援に係る協力連携を行わないことができる旨の規定及びその際の家庭的保育事業者等が、確保すべき保育内容支援連携協力者の内容を定めようとするものです。

資料は４９ページ下段から５０ページになりますが、改正前、第４項及び第５項を、それぞれ２項繰下げ、３項の次に次の２項を加えようとするものです。

改正後第６条第４項及び第５項の改正は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著し

く困難であると認める場合で、定められた要件を満たすと認められるときは、連携施設での代替保育の提供を行わないことができる旨の規定及びその他の家庭的保育事業者等が、確保すべき代替保育連携協力者の内容を定めようとするものです。

改正前第5項第1号中の改正は、引用法令の表記について、同条までの条文に既に規定されていたことから、変更するものです。

資料は51ページになります。

条例第16条第1項第2号の改正は、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に、食事の提供を行う際に必要な栄養指導等を行う有資格者に、管理栄養士を加えるものです。

次に、附則の改正となります。

附則第3条の連携施設に関する経過措置について、施行日から起算する経過年数を10年から15年に改めようとするものです。

なお、附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第37号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第38号別海町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

議案書は47ページから49ページ、議案資料は52ページから56ページとなります。

本条例の改正につきましても、先ほどの議案第37号と同様に、保育内容に関する支援について、連携施設確保の特例が設けられたこと、及び代替保育の提供に係る連携施設確保の特例要件が緩和されたこと、また、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限が5年間延長されたことに伴う改正です。

改正本文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の52ページをお開き願います。

本改正案の新旧対照表です。

資料の53ページにお進み願います。

第42条第1項第1号中、「支援を行うこと」の「支援」を略称規定に改めようとするものです。

次に、資料54ページにお進みください。

第42条第2項及び第3項の改正は、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合で、定められた要件を満たすと認められるときは、連携施設での保育内容支援に係る協力連携を行わないことができる旨の規定、及びその際の特定地域型保育事業者が確保すべき保育内容支援連携協力者の内容を定めようとするものです。

資料は55ページから56ページになりますが、改正前第4項から第9項をそれぞれ2項繰下げ、3項の次に次の2項を加えようとするものです。

改正後第42条第4項及び第5項の改正は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、定められた要件を満たすと認められるときは、連携施設での代替保育の提供を行わないことができる旨の規定、及びその際の特定地域型保育事業者が確保すべき代替保育連携協力者の内容を定めようとするものです。

次に、附則の改正となります。

附則第4条の連携施設に関する経過措置について、施行日から起算する経過年数を10年から15年に改めようとするものです。

その他の改正につきましては、引用条項の項ずれなどに伴う整理となります。

最後に附則としまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

以上で議案第 38 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 37 号及び議案第 38 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 23 議案第 39 号

○議長（西原 浩君） 日程第 23 議案第 39 号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議案第 39 号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書は 50 ページから 54 ページ、議案資料は 57 ページから 66 ページとなります。

本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正による生活サポート事業の廃止、日常生活用具給付等事業における所得判定の際の対象者の世帯範囲及び上限額の変更、また、本条例の題名及び条文中の法律用語や、固有名詞等を除く、障害の害の字の表記につきまして、マイナスイメージを和らげるため、漢字表記を平仮名表記に改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の 57 ページをお開き願います。

本改正案の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

まず、58 ページ上段の改正前第 4 条第 7 号、第 61 条、61 ページの別表第 1 及び 63 ページの別表第 2 中の生活サポート事業につきましては、制度開始当初は、市町村における地域生活支援事業として位置づけられておりましたが、国の既存事業の見直しによりまして、障害福祉サービスの居宅介護事業として、同様のサービスの利用が可能となったことから、本条例から削除しようとするものです。

64 ページをお開き願います。

別表第 3 の日常生活用具給付等事業に係る利用者の利用上限額については、国の補装具費支給基準を参考としており、国の基準の見直しを受けまして、所得判定者の範囲の変更と納税額を改めるもので、改正前ただし書、「ただし、本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 50 万円以上である場合は対象外とする。」を改正後については、対象者の規定であることから、分かりやすく表記をするため、60 ページ中段、4、日常生活用具給付等事業の対象者欄中段に、「ただし、本人または配偶者のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上である場合は、本事業の対象外とする。」に改めようとするものです。

この改正によりまして、子供の日常生活用具給付の所得制限が事実上撤廃されることと

なります。

その他の改正は、障害の害の字の表記を平仮名表記に改めるものです。

なお、附則としまして、第1項、施行期日は、本条例は令和7年4月1日から施行するものとし、第2項で、別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正と、当該条例の別表第1及び別表第2において、本改正条例の題名等が引用されていることから、併せて改正しようとするものです。

議案資料66ページの別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

以上で議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第40号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第40号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議案第40号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書は55ページ、議案資料は67ページとなります。

本条例は、平成21年度に設置されました児童デイサービスセンターの事業内容につきまして、令和7年度から未就学児の支援体制を強化するため、新たに保育所等訪問支援事業を実施することとして、関連する条文の一部を改正しようとするものです。

改正文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の67ページをお開き願います。

本改正案の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第4条、事業の第1号につきまして、保育所等訪問支援を追加した内容に改めようとするものです。

なお、附則としまして、本条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で議案第40号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２５ 議案第４１号

○議長（西原 浩君） 日程第２５ 議案第４１号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） 議案第４１号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明します。

議案書５６ページをお開きください。

初めに、本条例の改正要旨について説明します。

本条例は、町内の中小企業の育成振興と経営の安定化を図ることを目的として、中小企業の融資に対する利子補給などを行うための制度として制定しています。

昨年の３月定例会において、当時の景気を鑑み、利子補給金の１％を上乗せする特例措置期間を令和７年３月３１日までとして制定しました。

しかし、現在も新型コロナウイルス感染症の拡大以前のような景況に至っていないことに加え、国際的な情勢不安による物価、燃油価格高騰など、引き続き厳しい経営環境にある町内の事業者の現状を踏まえ、さらに、特例措置を１年間延長するため改正をするものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料６８ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正か所となります。

附則第５項、利子補給金の特例について、令和７年を令和８年に改めるものです。

なお、附則としまして、この条例は令和７年４月１日から施行するとするものです。

以上で議案第４１号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２６ 議案第４２号

○議長（西原 浩君） 日程第２６ 議案第４２号別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第４２号別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の５７ページをお開きください。

本条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、これらの規

定を引用する条例か所の改正が必要となったことから、所要の改正を行おうとするものです。

それでは議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の69ページを御覧願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正か所となります。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除、法第243条の2の8第8項を、法第243条の2の9第8項に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、地方自治の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するとするものです。

以上で議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第43号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第43号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第43号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の58ページをお開きください。

本条例の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道の整備及び管理行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたこと、並びに、本法律の施行に伴う、関係法令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正により、布設工事管理者及び水道技術管理者の資格要件が見直されました。

また、本改正により、給水人口が5万人以下である水道事業等において、水道に関する技術上の実務経験年数を簡易水道事業と同等に緩和する見直しもされたため、所要の改正を行おうとするものです。

それでは、議案内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の70ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正か所となります。

第8条、給水装置の新設等の申込、第1項、厚生労働省令を国土交通省令に改め、次の第16条、給水の制限、第4項「、第3項」を「及び前項」に改めるものです。

次に、第40条、布設工事監督者の資格です。

第1号及び71ページにわたりまして、第2号は、学校教育法による大学、71ページをお開きいただき、第3号及び新設で第4号は、短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校、第5号及び新設で第6号は、高等学校若しくは中等教育学校、または、旧中等教育学校令による中等学校の、それぞれ規定された学科を卒業後の水道に関する技術上の実務経験年数、第7号は、水道に関する技術上の実務経験年数をそれぞれ改めるものです。

第8号は、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものです。

次に、72ページにお進みいただき、第41条、水道技術管理者の資格です。

こちらも前条同様に、第1号及び第2号は、大学、短期大学等、高等学校等の規定学科を卒業後の水道に関する技術上の実務経験年数、第3号は、水道に関する技術上の実務経験年数をそれぞれ改めるものです。

第4号は、厚生労働省令を国土交通省令・環境省令に、前2号を前3号に改めるものです。

73ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第43号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第43号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第44号

○議長（西原 浩君） 日程第28 議案第44号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） 議案第44号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書61ページをお開きください。

本条例改正は、下水道法に規定されている計画であります、令和2年度から令和6年度を計画といたします別海町特定環境保全公共下水道事業、事業計画を更新するに当たり、基本計画についても見直しが必要となり、計画区域、計画人口、計画汚水量などの変更により、排水区面積、計画人口及び処理能力が変更となることから、関係する条文について、改正しようとするものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案の朗読は省略し、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の74ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

別表第1の表で、別海排水区の計画人口の欄中、5,440人を5,070人に改め、同表、西春別排水区の計画人口の欄中、1,490人を1,150人に改め、75ページを開きいただき、同じく西春別排水区の区域の欄中、119.8ヘクタールを133.4ヘクタールに改め、同表、走古丹排水区の計画人口の欄中、160人を140人に改めるものです。

次に、別表第2の表で、別海終末処理場の処理能力の欄中、1日最大2,475立方メートルを1日最大2,300立方メートルに改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第45号

○議長（西原 浩君） 日程第29 議案第45号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○監査委員事務局長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（竹中利哉君） 議案第45号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書62ページをお開きください。

本条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布されたことに伴い、これらの規定を引用する条例の改正が必要となったことから、所要の改正を行おうとするものです。

議案書は62ページですが、議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の76ページをお開きください。

本改正案の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側、改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容は、第5条、請求または要求による監査、こちらで引用する規定が、法第243条の2の8第3項から、法第243条の2の9第3項へ条ずれとなることから、改正を行おうとするものです。

なお附則として、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するとするものです。

以上で議案第45号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前 1時53分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第30 議案第46号

○議長（西原 浩君） 日程第30 議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 議案第46号の内容説明をいたします。

議案の63ページをお開きください。

議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、豊原、中西別、大成、泉川、美原、本別、上春別の七つの辺地です。

64ページにお進みください。

まず、豊原辺地総合整備計画です。

豊原辺地の総合整備計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

3番の表になりますが、変更の内容は3段目、経営近代化施設について、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を2億4,590万円、財源内訳は、特定財源を2億3,114万8,000円、一般財源を1,475万2,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1,450万円とするものです。

65ページをお開きください。

次に、中西別辺地総合整備計画です。

中西別辺地の総合整備計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

変更の内容は、3番の表になりますが、1段目の交通道路について、根室中部3号主要幹線改良舗装事業及び中西別北4線改良舗装事業を追加することなどによるもので、変更後における事業費を16億2,536万1,000円、財源内訳は、特定財源を10億5,564万8,000円、一般財源を5億6,971万3,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を5億5,460万円とするものです。

2段目の除雪機械については、除雪機械等購入事業を追加することによるもので、変更

後における事業費を6,251万9,000円、財源内訳は、一般財源を6,251万9,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を6,250万円とするものです。

3段目の通学バスについては、スクールバス購入事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を1,382万4,000円、財源内訳は、特定財源を390万円、一般財源を992万4,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を990万円とするものです。

4段目の経営近代化施設について、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を2億1,000万円、財源内訳は、特定財源を1億9,740万円、一般財源を1,260万円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1,250万円とするものです。

66ページにお進みください。

次に、大成辺地総合整備計画です。

大成辺地の総合整備計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、1段目、交通道路について、上春別原野54線路肩拡幅舗装改修事業や、橋梁長寿命化補修事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を6億1,055万3,000円、財源内訳は、特定財源を3,133万8,000円、一般財源を5億7,921万5,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を5億7,670万円とするものです。

3段目、経営近代化施設については、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を1億4,443万5,000円、財源内訳は、特定財源を1億3,614万5,000円、一般財源を829万円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を810万円とするものです。

67ページをお開きください。

次に、泉川辺地総合整備計画です。

泉川辺地の総合整備計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、1段目、交通道路について、泉川第1地区零号線改良舗装事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を2億8,114万6,000円、財源内訳は、特定財源を1,699万2,000円、一般財源を2億6,415万4,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を2億6,250万円とするものです。

2段目、産業農林道については、泉川第1区第2東3号線基盤整備促進事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を1億8,533万3,000円、財源内訳は、特定財源を8,101万5,000円、一般財源を1億431万8,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億420万円とするものです。

68ページにお進みください。

次に、美原辺地総合整備計画です。

美原辺地の総合整備計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、1段目、交通道路について、橋梁長寿命化補修事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を2,639万7,000円、

財源内訳は、特定財源を1,576万2,000円、一般財源を1,063万5,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1,060万円とするものです。

69ページをお開きください。

次に、本別辺地総合整備計画です。

本別辺地の総合整備計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、1段目、交通道路について、本別誘導線整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を4億5,864万3,000円、財源内訳は、特定財源を2億5,570万5,000円、一般財源を2億293万8,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億9,890万円とするものです。

70ページにお進みください。

最後に、上春別辺地総合整備計画です。

上春別辺地の総合整備計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、下段の3番の表になりますが、1段目、交通道路について、橋梁長寿命化補修事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を3億8,210万円、財源内訳は、特定財源を1,911万8,000円、一般財源を3億6,298万2,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を、3億6,100万円とするものです。

2段目、産業農林道については、大成零号地区農道整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を8億2,750万円、財源内訳は、特定財源を6億4,131万2,000円、一般財源を1億8,618万8,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を、1億8,610万円とするものです。

以上で議案第46号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第31 議案第47号

○議長（西原 浩君） 日程第31 議案第47号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○建設水道部次長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（田畑直樹君） それでは、議案第47号町道の路線認定及び廃止について御説明いたします。

議案書の71ページをお開きください。

本案は工事の実施に伴い、町道の認定及び廃止が必要となりましたことから、認定については、道路法第8条第2項の規定により、廃止については同法第10条第3項により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の 77 ページをお開きください。

概要表となります。

既に認定している路線は 749 路線で、総延長が 1,193 キロ、987.18 メートルとなっております。

今回認定する 1 路線、廃止する 1 路線は、事業実施に伴う変更認定によるものでございまして、当該路線の 98.24 メートルを一旦廃止し、181.94 メートルを再度認定するものでございます。

このことによりまして、町道の路線は変わらず 749 路線でございますけれども、総延長が 83.70 メートル増の 1,194 キロ 70.88 メートルとなります。

78 ページにつきましては、今回認定する路線の一覧表、79 ページには、廃止する路線の一覧表、80 ページには位置図を添付してございますけれども、説明は省略させていただきます。

以上で議案第 47 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 47 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 3 2 報告第 2 号及び日程第 3 3 報告第 3 号

○議長（西原 浩君） 日程第 3 2 報告第 2 号専決処分の報告について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（4 号棟））、日程第 3 3 報告第 3 号専決処分の報告について（酪農工場及び農漁村加工体験施設機械設備改修工事）、この 2 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 報告第 2 号及び第 3 号の 2 件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の 74 ページをお開きください。

報告第 2 号及び第 3 号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第 2 号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 7 日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和 6 年 6 月 27 日、議案第 45 号により議決を経て締結したイーストタウン寿団地公

宮住宅改修建築工事（４号棟）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額、８，４０９万５，０００円、うち消費税及び地方消費税額７６４万５，０００円を、８，５７５万６，０００円、うち消費税及び地方消費税額７７９万６，０００円に改める。

変更の内容につきましては、当初概数としていた撤去発生材の運搬及び処分数量が確定したこと、また、本件は、一定の休日の確保が確実になった場合に経費の補正を行う、週休２日設定工事としており、一定の休日の確保が確実になったため、１６６万１，０００円の増額となったものです。

次に、報告第３号です。

議案７５ページをお開きください。

報告第３号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年２月２１日、別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和６年７月２９日、議案第５８号により議決を経て締結した酪農工場及び農漁村加工体験施設機械設備改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額７，４８０万円、うち消費税及び地方消費税額６８０万円を、７，５４０万５，０００円、うち消費税及び地方消費税額６８５万５，０００円に改める。

変更の内容について、本件は、一定の休日の確保が確実になった場合に経費の補正を行う、週休２日設定工事としており、一定の休日の確保が確実になったため、６０万５，０００円の増額となったものです。

以上で報告第２号及び第３号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、１０日月曜日は午前１０時から一般質問を行いますので御参集願います。

皆様大変御苦労さまでした。

散会 午後 ２時１７分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員